

No. _____

番号	受付年月	申請者住所	申請者氏名	重点地域	行為の種類	行為の目的	行為場所	行為の規模・概要	着手予定日	完了予定日	許可年月日	許可番号
1	平成25年12月	—	—	保全活用地区	工作物の新築	太陽光等自然エネルギーによる発電及び売電に係るパネル設置	高岡郡四万十町上宮809-6他21筆	太陽光発電システムの設置、築造面積: 5,182㎡、最高の高さ: 2.6m、マンセル値の彩度: 10未満、太陽光電池容量: 762.3kW (242W × 3,150枚)	農地の転用許可日	平成26年4月15日	平成26年1月6日	—
2	平成26年3月	—	—	保全活用地区	工作物の新築	太陽光発電を設置し、電力はすべて四国電力へ売電する。	高岡郡四万十町秋丸字高ノ段112番1、同秋丸字高ノ段101番1	太陽光発電システムの設置、築造面積: 4,184㎡、高さ: パネル高1.2m、電柱高12m、マンセル値の彩度: 10未満、太陽光電池容量: 604.80kW (240W × 2,520枚)	平成26年5月1日	平成26年12月31日	平成26年3月7日	—
3	平成26年4月	—	—	保全活用地区	工作物の新築	太陽光発電設備設置 51.84kw × 4システム (計 207.36kw)	口神ノ川字上井屋式746-1、747-1、750	実測面積: 2400㎡、建築面積: 2200㎡、高さ: (パネル0.5m、パワーコンディショナー1.2m、フェンス1.5m、電柱7.0m)、マンセル値: 10以下	平成26年4月20日	平成27年3月31日	平成26年4月1日	—
4	平成26年12月	—	—	保全活用地区	工作物の新築	山林の造成 A=9895㎡ 太陽光発電施設 発電量=1,000kw	大井野字松ヶ谷山568番、568-1番、569-1番	築造面積: 12,267㎡、高さ: 3.0m、マンセル値: 10以下、発電量: 1,000kw、土地の造成A=9.895㎡	平成26年12月27日	平成27年3月31日	平成26年12月19日	—

【事例】2 秋丸地区 太陽光発電施設



※課題: 施設の遮蔽ができていない(遮蔽を行う基準がない: 四万十市以外4町)

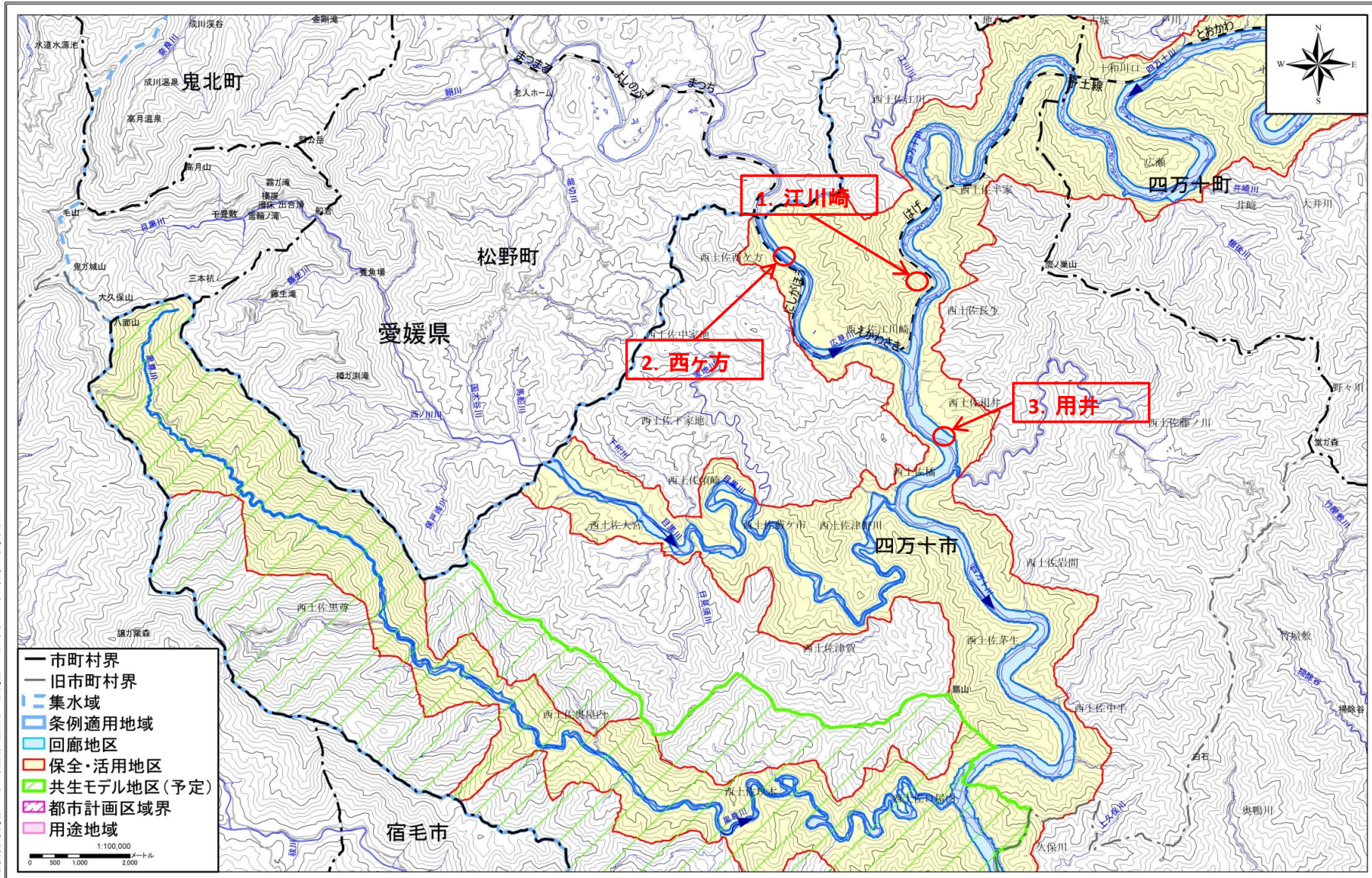
【 環境共生課:1～4 四万十市:下協議継続中・中断中の2件 】

番号	受付市町名	市町受付月	行為場所	件数	県受付日	意見照会	回答	許可・不許可	申請者	行為地	備考	概要	備考
1	四万十市 西土佐	H25.5	四万十市 西土佐 江川崎	1	H25.5.13	25高環共第112号 H25.5.15	H25.5.21	H25.6.13 高知県指令 25高知環共第21号	—	回廊地区	着手:H25.6.13	太陽光発電施設 A=1805.2m ² h=1.357m	○盛土造成工事は以前に申請許可済み ●行為場所の選定理由:日照条件が最適。 (浸水実績なし)
2	四万十市 西土佐	H26.3	四万十市 西土佐 西ヶ方	1	H26.3.11	25高環共第1273号 H26.3.13	H26.3.24	H26.3.31 高知県指令 25高知環共第112	—	回廊地区	着手:H26.3.31	太陽光発電施設 A=642.5m ² h=1.357m	●行為場所の選定理由:日照条件が最適。 (浸水実績なし)
3	四万十市 西土佐	H26.5	四万十市 西土佐 用井	1	H26.5.14	26高環共第153号 H26.5.15	H26.5.26	高知県指令 26高知環共第9号 H26.5.27 許可	—	回廊地区	着手:H26.5.27	太陽光発電施設 A=545.3m ² h=0.235m	●行為場所の選定理由:日照条件が最適。 (浸水実績なし)
4	四万十市 西土佐	H26.10	四万十市 西土佐 用井	1	H26.10.23	26高環共第684号 H26.10.27	H26.11.7	高知県指令 26高知環共第65号 H26.11.10 許可	—	保全・活用地区	着手:H26.11.10	太陽光発電施設 A=1680m ² h=1.29m	

【事例】

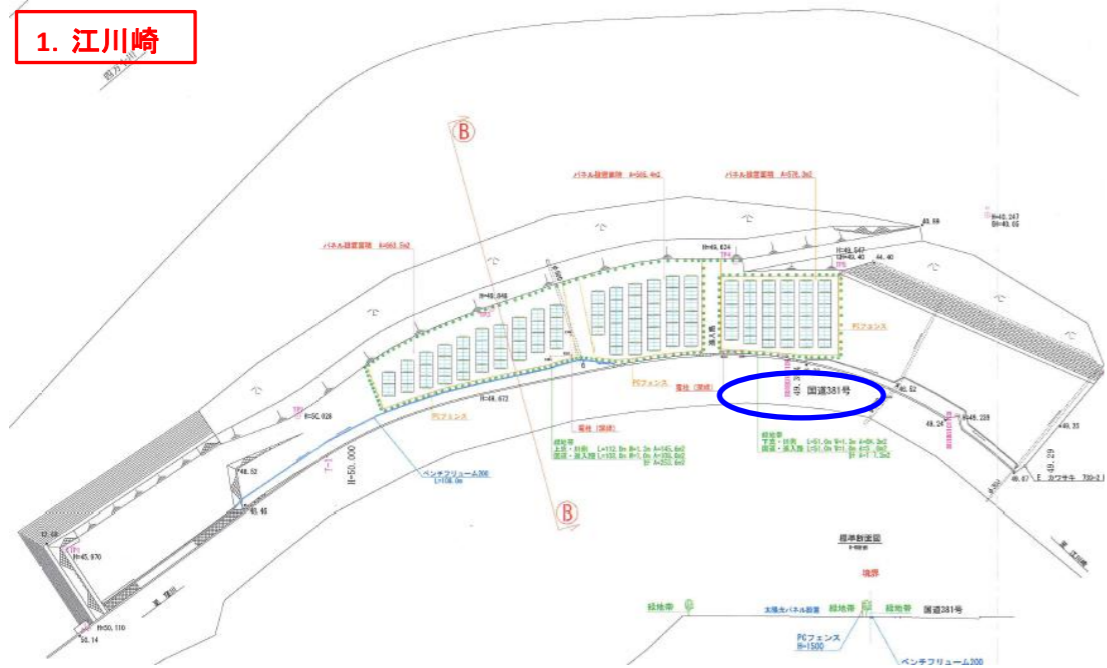


四万十川条例に基づく重点地域指定図(概要図) 四万十市1/2(旧西土佐村)

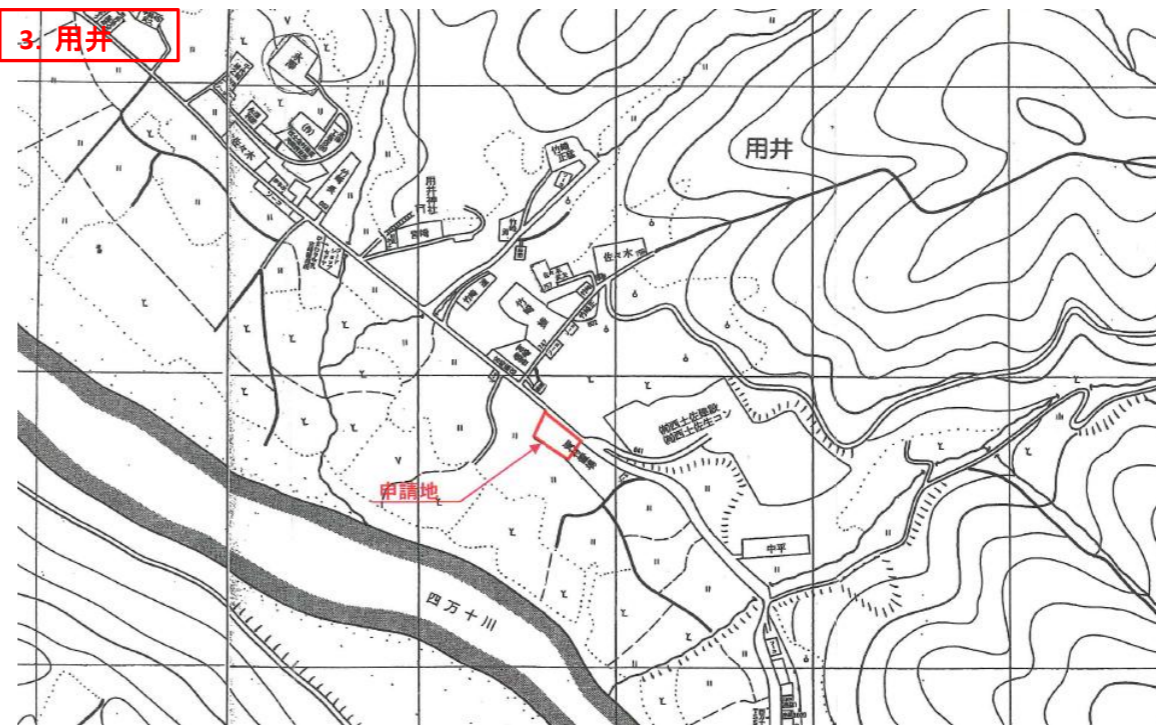


平成十八年三月三十一日現在 高知県四万十川流域振興室

1. 江川崎



3. 用井



2. 西ヶ方

